

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第2章 戦争の放棄 (2)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第2章 戦争の放棄 (2)

2. 条文の解釈・説明

(1) 九条第1項で「……国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」と規定しています。この1項条文を素直に読めば、「国際紛争を解決する手段として」の戦争を放棄すると読めます。国際紛争を解決する手段とは、1928年の**不戦条約**に由来するもので、同条約では、「国際紛争を解決する手段として」の戦争のみならず「国策を遂行する手段としての」戦争も違法とされていました。そして、その両方とも「**自衛のための戦争は含まれない**」との国際的合意がありました。

憲法九条起草の源 (みなもと)

① 九条の源は、**マッカーサー・ノート**にある。これは、1946年(昭和21年)2月3日、マッカーサー元帥(連合国最高司令官)が日本国憲法の草案を起草するように総司令部民政局に命ずるにあたり、これだけは草案に入れるよう指示したものである。その第二項目が九条のはじまりである。同項は、つぎのようであった。

「国の主権的権利としての戦争は、廃止する。日本は紛争解決の手段としての戦争、および自己の安全を保持するための手段としてさえも、戦争を放棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。

いかなる日本陸・海・空軍も決して認められず、いかなる交戦者の権利も、日本軍隊に決して与えられない。」ここで注目されるのは、マッカーサーは、「紛争解決の手段としての戦争」(一般に侵略戦争)のみならず、「自己の安全を保持するための手段としての戦争」(一般に自衛戦争)の放棄を明記していたことである。

このマッカーサー・ノート第二項を書き改めて、総司令部案にしたのが民政局次長のケーディス大佐であった。同大佐は、右のうち、「自己の安全を保持するための戦争」の部分を削除した。その理由として、同大佐は「非現実的であったから」と証言している。

現行の九条は、マッカーサー・ノートから「自己の安全を保持するための手段としての戦争」が削除されたままになっているにもかかわらず、「非現実的」に解釈されている。

② 明治憲法の改正を審議していた衆議院で、さらに深く審議するために小委員会(総勢14人)が設けられた。その委員長だった芦田均氏は、政府案の第二項の冒頭に「前項の目的を達するため」という語句を入れることを提案した。これが**芦田修正**といわれるものである。

芦田氏は、その提案の趣旨を後日、次のように語っている。

「修正の語句はまことに明確を欠くものでありますが、しかし私は一つの含蓄をもってこの修正を提案いたしましたのであります。『前項の目的を達するため』という語句を挿入することによって原案では無条件に戦力を保有しないとあったものが一定の条件の下に武力を持たないこととなります。日本は無条件に武力を捨てたのではないことは明白であります。これだけは何人も認めざるを得ないと思うのです。そうすると、この修正によって原案は本質的に影響されるのであって、したがって、この修正があっても九条の内容にはマッカーサー・ノートに変化はないという議論は明らかに誤りであります。」

芦田氏によると、上記の修正によって、自衛のためならば「陸海空軍その他の戦力は保持できる」と解釈され得るようになったというのである。しかし、現在にいたるまで、政府はこの芦田修正を取り込んだ解釈はしてきていない。

③ 芦田修正に対して、極東委員会から強い反発がみられた。すなわち同委員会では、まさしく芦田氏の思惑通りに、自衛のためであれば、軍隊をもち得るように修正したのだと解釈した。そこで、その部分はクレームをつけずに、「内閣総理大臣その他の國務大臣は、シビリアンでなければならぬ。」という規定の導入を求めた。なぜならば、軍隊ができると、軍人が誕生し、明治憲法体制下のよう、軍人が大臣に就任するかもしれないと考えたからである。民主主義、とりわけシビリアン・コントロールの側面から、そのようなことは許されず、大臣のシビリアン化を要求したのである。

このとき、憲法草案は貴族院で審議されており、総司令部の強い要求により、大詰めの段階で、いわゆる**文民条項**(現在の第66条第2項)が挿入されたのである。それゆえ、芦田修正と文民条項とは、非常に深い関係にあるにもかかわらず、この関係を踏まえた解釈は、ほとんどされていない。

当時の政府は、なぜ極東委員会が文民条項の導入にこだわったのか、まったくあずかり知らなかったことがおもな理由である。日本国憲法の成立に全責任を負うべき政府自身が知らない事実があったということに、成立過程のいびつさが露呈されているといえる。

混迷の憲法九条論議

憲法九条論議は、わが国自らの防衛論議から、国際貢献、周辺有事論議へと発展してきた。そして今、宇宙、サイバー防衛を含む「時間的・空間的」未知の分野を含めた防衛・平和問題の時代を迎えている。しかし、憲法九条はまったく変わっていない。果たして、このままで良いのであろうか。九条論議が混迷している要因は、①文言の複雑さ。②多様な解釈。③安全保障に関する無責任体制。④特殊な日本の平和観念。……などがあるように感じられる。

傾聴

語り部スキル

(3)

PDF版

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.